

(2) 上沢遺跡の建物群について

上沢遺跡は、御藏遺跡の北西1km付近にある会下山という小丘陵の裾部に形成された、北東から南西方向に緩やかに下がる扇状地に立地する。上沢付近は、弥生時代の前期から集落が形成されてきたようであるが、飛鳥時代以降、当地域の核ともいべき、拠点的な集落として存在していたと考えられる。なお、現在確認されている遺跡の中心地は、古代山陽道推定地から200mほど北に位置する。

掘立柱建物は上沢通八丁目付近の山手幹線道路北側に集中している。2×3～4間の側柱建物が大半で、2×2間以上の柱穴が小規模な総柱建物が1棟検出されているのみである。しかし、ピットは数多く検出されているため、建物として認識されていないものがある可能性は否定できない。また、山本雅和氏が指摘する様⁽³⁾に、柱穴の大きさが小さく、建物の方位はかなりばらつきがあり、桁行方向を合わせて建てているようには見受けられない。また、桁行方向を異にしながら、重複して建てられる例もある。

しかし、遺跡内の井戸から銅鏡の発見⁽⁴⁾や、鎔銅炉壁片や帶金具（巡方、鉢具）等の、官衙的な様相を否定できない遺物が出土している。また、白鳳～奈良期の瓦や塑像の台座が出土して、寺院址の可能性が高い室内遺跡⁽⁵⁾（房王寺址）が北西側に隣接する。八部郡内で白鳳・奈良前期の古代寺院である可能性がある遺跡は、現在のところ他には見つかっていない。この地域の豪族（郡領層）の氏寺として当初設けられた寺院が、次第に郡寺的な様相を帯びてきた可能性が想定される。また郡寺と相接して、郡衙の設けられる例⁽⁶⁾が多いことから、上沢遺跡と室内遺跡は密接な関わりがあると言える。

以上のことから、当遺跡で現在までに発見されている建物群は、官衙そのものの遺構でなく、それに関わりのある人々の居住地、あるいは官衙周辺の雑舎、工房的な建物であったと想定するのが妥当ではないかと考える。建物群の時期は概ね、奈良時代の中に収まるようである。また、平安時代に属する建物も確認されており、遺跡の規模には変動があるが、飛鳥・奈良・平安・鎌倉時代と長期間存続することが特徴である。

(3) 大田町遺跡の建物群について

大田町遺跡は御藏遺跡の南西約2kmに位置し、遺跡の西を流れる妙法寺川の自然堤防上に立地している。古代山陽道推定地に接していることから、須磨駅家の可能性が指摘してきた。

これまでの調査で確認された掘立柱建物をみると、一部の建物群相互間には方向性が認められるものや、桁方向に長い官衙風の建物が認められるが、御藏遺跡ほどのまとまりを見出すには至らない。また、総柱建物と側柱建物が混在する場所や棟方向を逸えて重複する地点がある。さらに、発見されている建物の多くが、古代山陽道の駅制が衰退してゆく9世紀以降のものであることが指摘される。

しかし、これまで3ヶ所の調査地点で、古代山陽道の側溝あるいは道と建物群を区画すると考えられる溝状構造が確認されていること。第3次調査で発見された「荒田郡 中宮里 荒田直□□」とヘラ書きされた奈良時代前期の円面硯の存在⁽⁷⁾、鍛冶関連遺物や鍍金製品等の出土による官衙付属工房的な建物群の発見、「神?人」「東」などと記された多数の墨書き器や硯、転用硯、越州窯系青磁の出土等⁽⁸⁾から官衙的な要素の強い施設がこの付近にあることは間違いない、駅家の存在を否定することができないのが現状である。

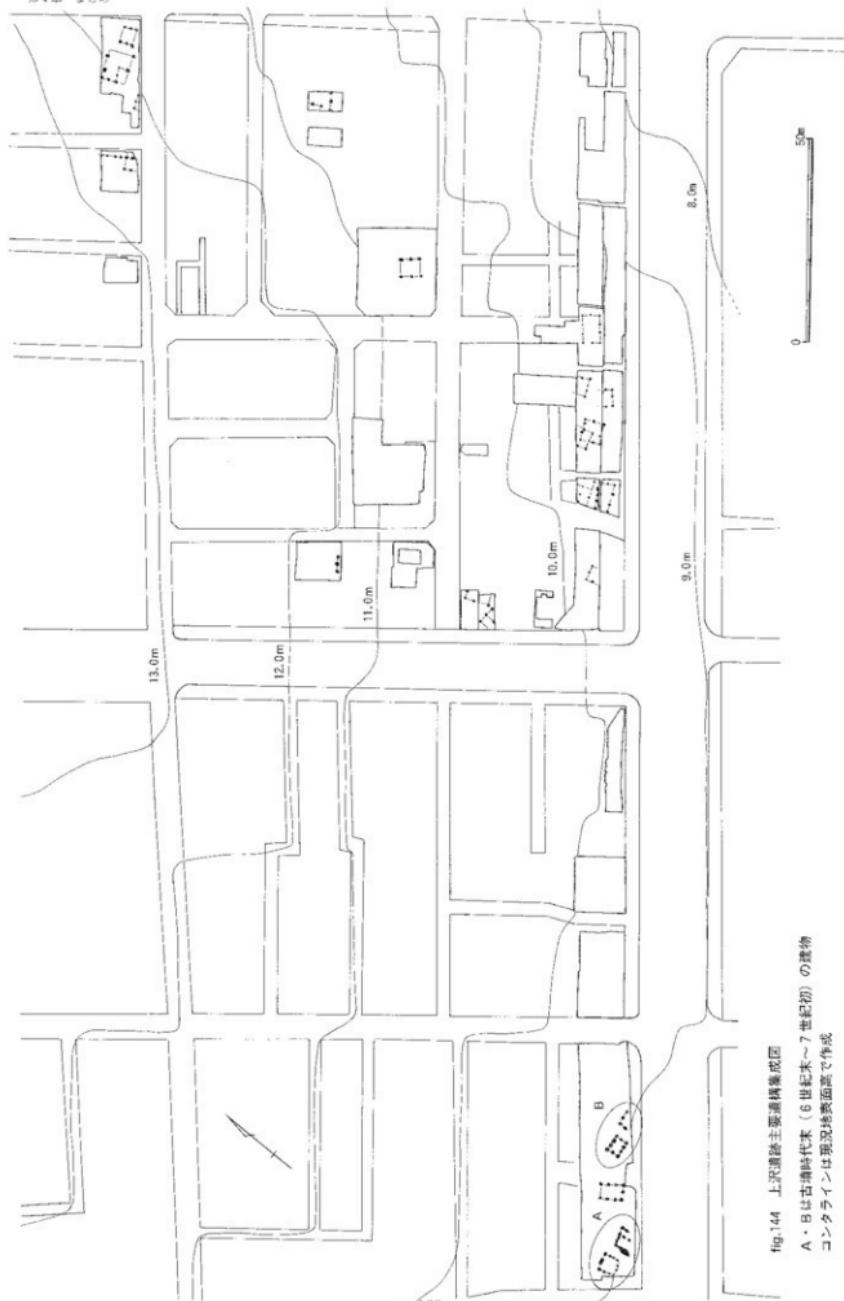


Fig. 144 上河原路主要遺構集成図
A・Bは古墳時代末（6世紀末～7世紀初）の遺物
コンターラインは現況地表面高で作成

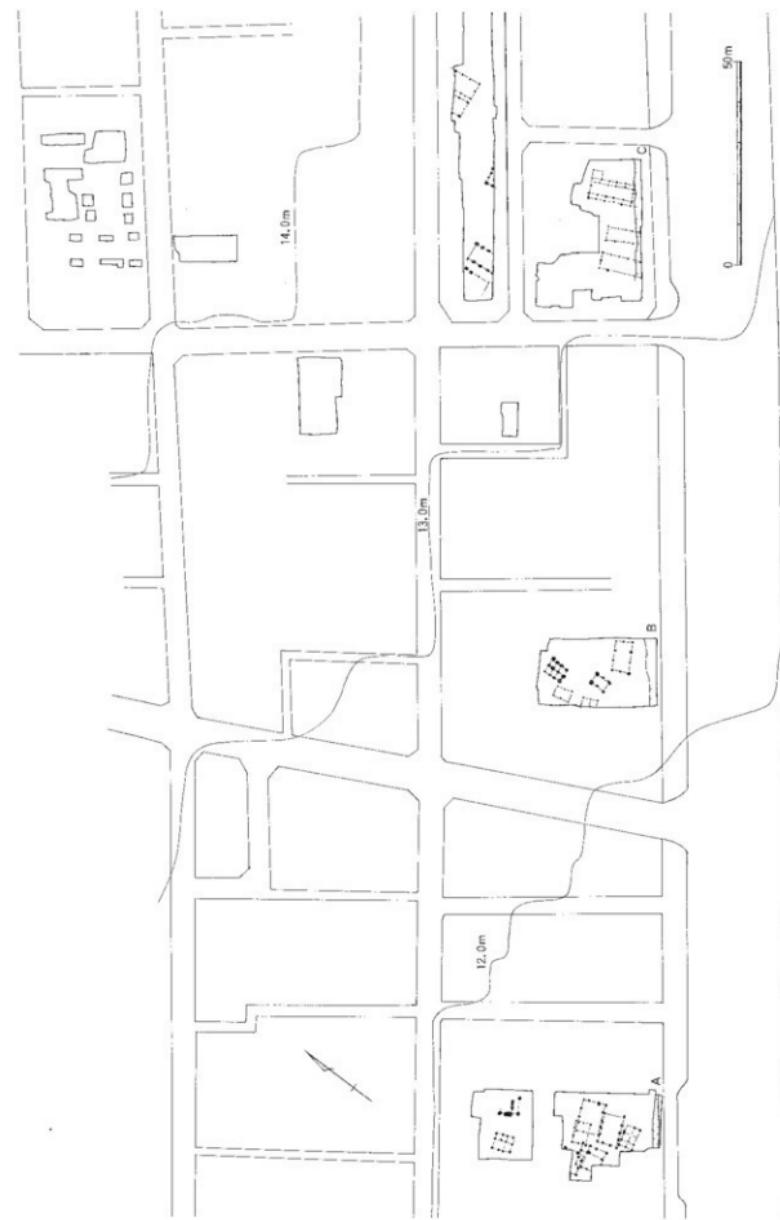


Fig.145 大田町の主要御陵道路図
コンターラインは現況地表高で作成
A・B・Cは山陽道の傾斜の可能性がある構造点

2. 御蔵遺跡出土の遺物について

前項において、御蔵遺跡の建物方位の規則性や出土遺物から、その官衙的な特徴を掲げたが、この項では、当遺跡の出土遺物から述べてみたい。

(1) 帯金具の出土

御蔵遺跡からは、現在までに3点の帶金具が出土している。

A 鉈尾	銅製	第14-10次調査　御蔵通6丁目北地区出土	2.7×3.6cm	
B 鉄具	銅製	第37-4次調査　御蔵通4丁目出土	3.6×4.4cm	本書所収
C 巍力・鉈尾の裏金具	銅製・鍍金	第51-2次調査　御蔵通4丁目出土	3.6×2.5cm以上	タ

これらの帶金具からみて、当遺跡に有位者の居住、滞在、勤務の可能性を指摘することができる。

平城京出土の帶金具の寸法から、その位階表示機能を考察された松村恵司氏の提唱した数値⁽⁹⁾をあててみると、Aの鉈尾は幅九分で從八位相当（郡領ならば、初任時の大・少領）、Bの鉄具は幅一寸二分、正七位相当（国大掾・郡領の可能性もある）、Cの鍍金裏裏金具は幅一寸二分、正七位相当（Bと同じ）となる。Cについては、同様のものが長岡京址、石川県、三重県等で出土⁽¹⁰⁾しているようであり、奈良時代末～平安時代初めのものである可能性が強く、平城京での傾向がそのまま当てはまるかは、考慮の余地があるが、概ね、これらの帶金具が郡領層や任用国司クラスの地方官、または地方に居住する有位者⁽¹¹⁾が帯びていた可能性が高いものであることが理解できる。

(2) 鋳冶・鑄銅関係の遺物の出土

第45次調査では、鉄滓と共に輪の羽口、塔場の破片等が出土している。鉄滓は、他の調査でも発見され、当遺跡内に、小鋳冶・鑄銅の作業場が設けられていたことが推測される。他の地方官衙関係の遺跡においても、この様な工房が付随していた例⁽¹²⁾は多く確認されており、御蔵遺跡も同様の例である可能性が指摘できる。

(3) 動物遺体からみた官営工房存在の可能性

第2章第11節で述べたように御蔵遺跡では、多くの動物遺体が出土している。平安時代後期に該当する、第37-4次調査を除いても、ウシ、ウマの出土量が多い。これらの大半は解体されて不要な部位が投棄されており、高齢または幼獣の個体が多いという。また、第45次調査では、シカ前頭骨の角周辺の部位が8点まとまって見つかっており、鹿角を探集、加工する作業が行われた可能性が指摘されている。ウシ、ウマの解体、皮革等の加工が官衙関連の工房⁽¹³⁾でなされ、貴重の物品等の製作を行っていた例があり、当遺跡で発見された動物遺体についても同様の工程を辿った可能性が考えられる。

(4) 墨書き曲物「大殿」の発見

第14-9次調査において、9世紀中頃の井戸から出土した曲物の外側面に「大殿」と墨書きされているのが確認された。詳細については既刊の報告書⁽¹⁴⁾に譲り、ここでは、「大殿」とは宅の中心的な建築物、建物群の中心に存在した殿舎⁽¹⁵⁾と考えられ、その名称が地方にあっては国司級の人物や豪族⁽¹⁶⁾（郡領クラス）の公私にわたる日常的な生活空間あるいは建物を呼びならわすことを指摘したい。

(5) 複数の硯、転用硯の出土

御蔵遺跡ではこれまでの調査で硯、転用硯が複数出土⁽¹⁷⁾している。これは、日常的に筆記することが必要であったことを示し、文書・木簡の作成が行われたことを示唆するものと思われる。

(6) 越州窯系青磁、三彩、銅鏡、土馬の出土

これらの遺物は、一般的の集落遺跡よりもむしろ官衙・寺院遺跡で出土する傾向にある。限定された階層、

施設でしか使用されない物であることは間違いない。

以上、真北に近い方位を志向する建物群と出土遺物の点から、御藏遺跡は官衙遺跡、特に八部郡衙の蓋然性が高いと考えられる。

3. 八部郡の成立について

『続日本後記』承和5年（838）3月6日条には「摂津国八部郡の公田并びに乘田廿一町を後院勅旨田となす」とあり、これが八部郡の名前が正史に著される初出の史料である。それ以前のこの地域は、「雄伴郡」と呼称されていたようである。天平19年（747）の「法隆寺伽藍縁起並流記資材帳」には、摂津国雄伴郡内に山林を所有していたことが記されている。「摂津國風土記逸文（积日本紀所載）」や「佐吉大社神代記」には、それぞれ「雄伴國・雄伴郡」という記述がなされている。このように奈良時代には「雄伴郡」と呼ばれていたことが通説⁽¹⁸⁾となっていたが、同じ郡内にある須磨区大田町遺跡で、「荒田郡・中富里・荒田直□□」とヘラ描きされた円面鏡が出土⁽¹⁹⁾したことによって、新たな知見を得ることができた。「荒田郡」の名称は文献史料では発見されないことや、郡・里を用いていることから、大宝元年（701）～靈龜3年（717）の間に、製作された鏡であると推定されている。「荒田郡」が出土土地のあたりのことを示すものであるならば、奈良時代前期にはこのように呼ばれていた可能性はある。同郡内の兵庫区には古くから「荒田」と呼ばれた地名が残されているので、その関連が指摘されるが、他に史料がないため現在の段階では明らかではない。なお、荒田直は、和泉国大鳥郡を本貫とする古代氏族であるが、当地との関わりについては明らかでない。

さて、「雄伴郡」から「八部郡」に名称が変更されるのは何時であるかは、はっきりしない⁽²⁰⁾。名古屋市立博物館所蔵の『和名抄』には、天長9年（832）に「菟原郡を削いて八部郡となす。」とあり、これが事実であるならば、いったん「菟原郡」に併合されていた「雄伴郡」の地を、当該時期に再び削いて立郡したという解釈⁽²¹⁾もなされる。また、これとほぼ時を同じくして、『続日本後記』承和2年（835）10月26日の条に「摂津国人、散位矢田部聰耳、弟八位上貞成等に奥野宿禰の姓を賜う⁽²²⁾」とあり、この矢田部聰耳らが八部立郡に関わる可能性が指摘される。私見では矢田部聰耳は散位、弟の貞成は八位上という記述から、賜姓時には、聰耳が八部郡前大領、貞成が現大領であった可能性⁽²³⁾を考えている。

聰耳が前大領とするならば、八部郡建郡早々に辞任したことになるが、これについては以下のよう事情が想定される。郡司の職務は本来終身であるが、畿内の郡司になりうる階層は、中央（院官王臣家、諸司）との結びつきが強く⁽²⁴⁾、官位を得るために郡司に就任するが、中央官人を志向して、すぐに辞任してしまう。しかし、郡司職を辞任して散位⁽²⁵⁾となってしまっても官位は持ち続け、地方における自己の優位性を保持しようと図る⁽²⁶⁾畿内の豪族の有様を反映していると考えられる。

4. 御藏遺跡と推定古代山陽道、大輪田船瀬との関係

八部郡内では、古代山陽道が北東から南西方向に延びていたようである。推定復元された古代山陽道の路線と、上沢・御藏・大田町これら3遺跡の位置関係を観ると、上沢遺跡は約200m南側、御藏遺跡は約400～500m北側、大田町遺跡はそれに接して南側に位置している。このことから、大田町、上沢遺跡については、古代山陽道を意識した占地が想定される。本来、駅家は勿論、郡衙についても国司の部内巡行や諸使の停泊に便利な交通の要衝を選んで造られるという。しかし、御藏遺跡の建物群は、立地を山陽道に規制されるよりもむしろ、郡衙の重要な機能である穀穀の集散の便を考えて、河川の近くに設置された可能性が想定される。

8世紀末～9世紀の初頭にかけて、各地の駅家の維持が困難となり、損壊が日立ちはじめる。また、運用の乱れによる諸使の規定外の乗用、本來は認められていなかった駅馬による貨物輸送の増加が増え始め、負担の増大に伴う駅子の逃亡や駅制の衰退が急速に進む。そのような状況下、大同元年（806）には、山陽道、

西海道の新任国司を海路赴任させることになる。また、大同2年（807）諸国の駅馬の削減に伴い、山陽道の駅馬数も大幅に減らされてしまう⁽²⁷⁾。以上のような推移を経て、9世紀に入ると、山陽道の重要度は低下してゆき、代わって山陽・西海道諸国との連絡には海上交通が重要度を増してゆく。特に重貨である米（春米）の輸送は船舶でないと効率が悪かった。また、9世紀には籍帳制度の実質的な崩壊に伴う、庸調の未進が増加し、中央官衙の財政が逼迫してゆく中で、地方の正税を運京させて諸司の俸料に充てることが恒常化していく⁽²⁸⁾ことから、米の海上輸送はさらに重要度を高めている。

八部郡内には海上輸送ルートの重要な港である大輪田船瀬⁽²⁹⁾が設置されていた。この船瀬の所在していた位置は不明であるが、弘仁3年（812）に修築の記事⁽³⁰⁾が初出以来、9世紀の史料には、官による改修作業がしばしば行われたことが記されている。春米を主とする官物を輸送する船が明石海峡を通過して大阪湾に進むための風・潮待ちの泊地として重要であったのであろう。しかし、設けられた石掠（椋）【防波堤のことか？】が風波に壊れやすい⁽³¹⁾という港の地形的な問題や船瀬維持の経費の捻出方法、保守工事に必要な人員確保の困難⁽³²⁾等で、その維持は容易ではなかったといわれている。

また船瀬の管理については、当初は造船瀬使が置かれ、修築が完了すると、国司の管轄下に置かれるが、大破損して、修築が行われる毎に、臨時の官が置かれたと言われている。国司の下におかれた船瀬がどのような管理体制で維持されたかは明らかでないが、その維持に八部郡司が無関係ではなかった⁽³³⁾と推測される。

このように、駅制の衰退による山陽道の重要度の低下と、物資の海上輸送の増加に伴う大輪田船瀬（泊）の修築および維持管理との係わりから郡衙の位置が移動している可能性を指摘することができる。

5. 郡衙機能の衰退と郡司制の変質

第1項で述べたように、御藏跡では8世紀後半から9世紀にかけて官衙的色彩が濃いのであるが、10世紀の段階には大型建物は無くなり、建物が小規模化するという傾向をもっている。また、第2章8節の第45次調査の項で述べたように、主に9世紀後半から10世紀初頭の遺物を含む層から、鈎・鍵が出土している。これは、当地に設けられていた倉庫機能の低下あるいは、それ自体の消滅の結果、鈎・鍵自体が不要となり、放棄されたとするのが妥当ではないかと考える。また、全国的に見ても、郡衙跡が10世紀には廃絶する例が多く、郡衙の機能そのものに大きな変化が現れる時期⁽³⁴⁾であるとされている。

8世紀末～9世紀には、「造都」「征夷」などの臨時的な出費の増加や京上する庸調の慢性的な未進によって、財源の不足に苦慮した中央政府が、本来各団に留めておくべき穀を畿内以外の近国や瀬戸内沿岸諸国に輸京するように命じ、地方の正倉に正税として蓄積されていた頃穀が次第に減少すること。さらに、永年の貯積とされた不動穀の取り崩し⁽³⁵⁾が進行すること等から、地方財政の逼迫の度合は高まる。

また、奈良時代後半～平安時代にかけて頃穀の出掌制は強制貸し出しとなることで、農民の税負担が増加する⁽³⁶⁾。やがて富豪層を中心に、中央（院宮王臣家、諸司）との結びつきを盾にして、その借受を拒否したり、返済を拒否する状態⁽³⁷⁾となり（国司側は、やむなく木返済分を富豪の里倉に預けてあると称して会計処理をする）、郡衙正倉に納められる頃穀が減少してゆく。さらに、畿内諸国では、9世紀の後半に干害が頻発し、摂津国では、頃穀の備蓄が底をついたらしく、他国の不動穀をもって窮民に賑給する状態⁽³⁸⁾にまで陥る。この様な状況で、郡衙の正倉としての機能はしだいに失われてゆく。

郡衙の衰退は、平安時代の郡司制度の変質とも関わりがある。9世紀にはいると從来の大領、小領、主政、主帳といった支配体制では、郡内の人々の把握・収税が困難となつた。そのため、他の富豪層・有力者を取り込み、複数の摂任郡司⁽³⁹⁾として任命することで、その問題の解決を図つた。しかし、彼らは徵税請負の

負担の重さに、郡司の就任を忌避するようになってくる。特に中央（院宮王臣家、諸司）との結合が強い畿内においては、その傾向が強かったという。また、中央の下級官人と郡司の職を兼帶するものが多く、9世紀末にはこれを禁止する法令⁽⁴⁰⁾が出されるほどであった。さらに輸納物を運搬する綱領となった者の中には、収納する側と結託して、それらを横領、または流用して、私服を肥やす輩も現れた⁽⁴¹⁾といふ。

10世紀に至ると、国司は、郡司に対して徵税請負の責任を課さなくなり、国の収税使がそれを行なうことになる。郡司は勘農、検察等の役割を担う⁽⁴²⁾。このため、収税物の一括収納の必要性がなくなり、郡衙正倉の機能は失われていくと考えられている。なお、9世紀末～10世紀における郡の状況は、郷単位の規模で、複数の郡司による分散的支配（郷專当郡司制⁽⁴³⁾）であったといわれている。

八部郡西部の10世紀代の遺構・遺物は御蔵遺跡、神楽遺跡、上沢遺跡、大田町遺跡等で発見されている。神楽遺跡で、縁釉・灰釉陶器や墨書き土器を出す溝⁽⁴⁴⁾を検出した以外には、特に正倉を想定させる様な建物群や官衙と思われる様な規模の大きな建物、役所の存在を示す特殊な遺物が発見された例がなく、上記の分散的な支配の構造を想定すると調和的である。

10世紀において郡衙としての機能を失い、小規模な建物群で構成される御蔵遺跡では、11世紀のある段階になると、現在の街割りに近い方向の条里が施工される。それは、以前の建物の主軸方向とは全く異なったものであり、これまでとはまったく異なる新しい方向の基準を採用していることが窺える。10～11世紀に至る段階で、だいに当遺跡は中世的な敷村の景観を呈してゆく。また、11世紀末～12世紀初頭頃の遺物が、第37～4次調査で出土しているが、その土器様相は東播系の須恵器と在地産の土師器が大半を占め、若干の和泉型瓦器と白磁が極く少量混じるという典型的な中世前期初頭の様相を呈している。

註・参考文献

- (1) 松村恵司「正倉の存在形態と機能」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所 1998
- (2) 安田滋他『御蔵遺跡第4・6・14・32次発掘調査報告書』神戸市教育委員会 2001
　　♪『御蔵遺跡第17・38次発掘調査報告書』神戸市教育委員会 2001
- (3) 山本雅和編「Ⅳ.まとめ 遺構の変遷」『深江北町遺跡 第9次埋蔵文化財発掘調査報告書』2002 神戸市教育委員会
- (4) 上野博史他「上沢遺跡第33次調査」『平成11年度神戸市埋蔵文化財年報』2002 神戸市教育委員会
- (5) 水口富太郎「室内遺跡」『平成9年度年報』1998 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査専務所
- (6) 山中敏史「古代地方官衙の成立と展開 評価・郡衙周辺寺院の性格」『古代地方官衙遺跡の研究』1994
- (7) 森内秀造編『神戸市須磨区 大田町遺跡発掘調査報告書』1993 兵庫県教育委員会
- (8) 宮本郁雄他編『古代のメインロード－山陽道沿線物語－』2001 神戸市教育委員会
- (9) 松村恵司「鉄鎧金具の位階表示機能」「鎧帶をめぐる諸問題」奈良文化財研究所 2002
　　松村氏は同論文の中で、出土した巡方の幅から数値を出されており、鉄尾や鎧具にこの数値を当てはめるのは妥当性を欠く可能性は残っている。
- (10) 本村泰彦「銅鎧から石鎧へ」「鎧帶をめぐる諸問題」奈良文化財研究所 2002
　　また、石川県寺家遺跡で巡方裏金具に鍍金したもの（『寺家遺跡発掘調査報告Ⅱ』1988 石川県埋蔵文化財センター）。三重県鳥羽市賀茂遺跡で丸納裏金具に鍍金したもの（『海道をゆく－渥美半島の考古学－』2000 徳島市美術博物館・中日新聞社）が出土していることを奈良文化財研究所 次山淳氏よりご教示いただいた。
- (11) 市大樹氏は、地方に居住する有位者を、有官（諸司官人、諸司雜任・諸司史生已下、使郎已上、六衛府舍人）、・

- 無職（内外散位以下=文武散位、位子、留省、諸勘籍人等）、・院官勢家人（諸院、諸宮、王臣勢家人=諸院、諸宮、諸王臣家雜色、喚廻、舍人、帳内、資人）に分類し、これらを兼帶するものが多いとされている。（市大樹「九世紀畿内地域の富豪層と院官王臣家・諸司」『ヒストリア』第163号 1998）
- ⑩ 山中敏史「郡衙付属施設と郡衙の規模」『古代地方官衙遺跡の研究』1994
- ⑪ 平城京右京八条一坊十四、十一坪の S D920では馬牛を中心とした700点近い動物遺体、3000片を超える製塙土器が発見された。皮革職人が、斃死馬牛の革なめし作業を行ったものと推定されている。
- 『平城京右京八条一坊十四、十一坪』1989 奈良国立文化財研究所
- ⑫ 川上厚志・阿部功編『御藏遺跡第5, 7, 11~13, 18~22, 24, 28, 29, 31, 33~36, 39, 41, 43次調査』 神戸市教育委員会 2003
- ⑬ 鶴森浩幸「建物「殿」についてのノート」『続日本紀の時代』続日本紀研究会編 1994
- ⑭ 同司・地方豪族（郡領）級の人物が「殿」と呼称されていたことは『万葉集』の以下の歌に現されている。
- 3438 都武賀野に 鈴が音聞ゆ 上志太の 殿の仲子し 鳥獣すらしも（殿=郡領級の人物の子弟）
- 3459 植春けば 雄る吾が手を 今宵もか 殿の若子が 取りて嗅かむ（殿=地方豪族の子弟）
- 4110 左夫流子が 斎きし殿に 鈴懸けぬ 駄馬下れり 里もとどろに（殿=尾張少佐：越中岡史牛）
- 万葉仮名の解釈は水島義治『万葉集全注』卷第十四 1986と伊藤博『同』卷第十八 1992を参照した。
- ⑮ 規、転用規の出土例は以下の通りである
- A 転用規1点 6丁目北地区出土 安田謙編『御藏遺跡第4・6・14・32次調査報告書』2001 神戸市教育委員会
- B 風字規1点 転用規2点 第37~2次調査出土 本書所収
- C 転用規1点 第37~4次調査出土 本書所収
- D 二面規 風字規各1点 第45次調査出土 本書所収
- 転用規4点
- ⑯ この部分の記述については今井林太郎監修『兵庫県の地名 I 日本歴史地名体系29 I』1999を参考にした。
- ⑰ 森内秀造編『神戸市須磨区 大田町遺跡発掘調査報告書』1993 兵庫県教育委員会
- ⑱ 「雄伴郡」から「八部郡」に名称が変更された理由は、大伴皇子が淳和天皇として即位（弘仁14年・823）し、「雄伴」が天皇の諱（実名）である「大伴」に通じるためといわれているが、名古屋市博本の「和名抄」にある、天長9年（832）立郡の記述とは、9年の差があり、隔たりがありすぎる。
- ⑲ 十分な根拠はないが、遺跡のあり方から見ると、奈良時代初め頃には寺院を持つほどの有力な氏族が居住していた上沢遺跡に「雄伴郡街」が存在した可能性が高く、奈良時代末頃から平安時代初めに、郡衙機能が御藏遺跡に移ったと考える方が妥当ではないかと考える。
- ⑳ 矢田部聰耳らへの賜姓の理由は明らかでない。立郡の功に対して与えられた可能性もある。奈良・平安時代に行われた賜姓は、當時乱れてきた氏姓を正すためとされているが、当然、政治的な意図があったと思われる。以下は憶測ではあるが、部姓氏族である矢田部氏は、郡内の他の有力豪族に対して握んでいた力は有しておらず、むしろ勢力が拮抗していた可能性が高い。そのため、より上位の姓を中央政権から得ることで、郡領の地位を安定させる手段としたのではないか。
- ㉑ 大領には初任時に外從八位上が与えられる『選叙令』。なお、畿内の郡司は延暦18年（799）に、外位から内位が付与されることに変更された。
- ㉒ 郡領層と中央官人層との結合は北條秀樹「平安前期徵税機構の一考察」『日本古代国家の地方支配』2000を参照した。

- ㉙ 散位については森公章「外散位に関する諸問題」兼弘道編『古代国家歴史と伝承』1992、中村順昭「律令制下の国都街の職員構成」兼弘道編『古代王権と祭儀』1990、同「地方社会における位階」「鉄帶をめぐる諸問題」奈良文化財研究所 2002、山田英男「散位の研究」『日本古代史叢』1987を参照した。
- ㉚ 中村順昭「地方社会における位階」「鉄帶をめぐる諸問題」奈良文化財研究所 2002
- ㉛ 山陽道の衰退については高橋美久二「古代の山陽道」『考古学論考 小林行雄博士古希記念論文集』1982、田名網宏「古代の交通」日本歴史叢書 1969を参照した。
- ㉜ 佐藤信「民部省廻院について」『日本古代の官都と本衙』1997
- ㉝ 大輪田船瀬（泊）の位置を古湊川の河口附近と想定する説もあるが、精確な位置は不明
- ㉞ 「日本後記」弘仁3年6月5日の条「遣使修大輪田泊」とある。
- ㉟ 『類聚三代格』巻十六「応修造大輪田船瀬右掠井官舍等小破事」仁寿3年（853）10月11日官符
- ㉠ 維持の経費・人員の捻出方法については、当初は寄附した船舶から港の維持管理費（勝載料雜物）や水脚の労働奉仕に拵ったが、後には9世紀中頃には船瀬庄田、9世紀末～10世紀には造船瀬料田から経費を支出し、周辺住民の雇役で、修築を行うことになった。これについては、杉山宏「日本古代海運史の研究」1978に詳しい。
- ㉡ 宮内庁書院部蔵の『九条家骨子木中右記裏文書』には、保安元年（1120）の年記のある浜津國正税帳案他一連の反故紙が使用されている。その中の租帳には八部郡内にある不輸租田として、船瀬功德田3町2段51歩、造船瀬料田として21町81歩が記載されている。これらの田地が実際に設定されていたならば、その管理、運営に八部郡司が関与していた可能性は否定できない。なお、この史料については、平安時代末期の保安元年の年記があるため、その当時の実体を記したものでないことはいうまでもなく、第一級の史料とはいえないが、9～10世紀代の正税帳等の文書をある程度変更しながら、書き写していくものであろうと評価されている。
- ㉓ 山中敏史「国衙・郡衙の成立と変遷」『古代地方官衙遺跡の研究』1994
- ㉔ 渡辺晃宏「平安時代の不動税」『史学雑誌』98-12 1989
- ㉕ 川原秀大「平安期の賦税取扱と正倉」「郡衙正倉の成立と変遷」2000 奈良国立文化財研究所
- ㉖ 坂上康俊「負名体制の成立」『史学雑誌』94-2 1985
- ㉗ 9世紀後半代の浜津国が関わった災害に対する賑給等の記録は以下の通りである。
- 「河内国去年水旱、農民失業、詔以浜津國正税糧五万束賜之」「日本三代実録」貞觀13年（871）3月26日条
 「河内国飢、以浜津國正税糧一万束賜之」「日本三代実録」貞觀15年（873）6月22日条
 「浜津國旱飢、詔転運播磨、備前両国不動穀各三千斛（斛）、班賦百姓」「日本三代実録」元慶2年（878）5月2日条
- 「浜津國頻年災旱、道殣盈路、以橘一百斛、赈給之」「日本三代実録」元慶2年（878）6月27日条
- ㉘ 摂任郡司については、森公章「九世紀の郡司とその動向」「古代郡司制度の研究」2000、山田英男「十世紀の国郡行政機構」『史学雑誌』100-9 1991、同「郡領の銓擬とその変遷」「日本律令制論集下巻」1991 毎山康生先生退歿記念会編等を参考とした。
- ㉙ 『類聚三代格』巻七郡司事「應停止諸国摺任郡司選押他色空」寛平5年（893）11月21日
- ㉚ 北條秀樹「平安前期徵稅機構の一考察」『日本古代国家の地方支配』2000
- ㉛ 森公章「難色入郡司と十世紀以降の郡司制度」「古代郡司制度の研究」2000
- ㉜ 泉谷康夫「平安時代における郡司制度の変遷」『日本中世社会成立史の研究』1992
- ㉝ 菅本宏明『神樂遺跡発掘調査報告書』1981 神戸市教育委員会

第2節 終わりに

御蔵遺跡の調査は50次を越え、まだ遺跡の全容は判らないがその輪郭は明らかになりつつある。

前節では、これまでの調査結果を踏まえて、当遺跡が8世紀末～9世紀にかけて、官衙的な性格を有する遺跡に変化してゆき、八部郡衙となった可能性が高いことを、規則性のある建物群の検出や、出土遺物より指摘した。

さらにその立都から郡衙機能の衰退までの概略を述べた。しかし、限られた紙数でその官衙的性格を述べたため、充分な論証を行うことができなかつた部分が多い。今回提示したいいくつかの点は今後、当遺跡を考えるための指針を示した程度のものとして、御了解いただきたい。

また、八部郡は大輪田船瀬（泊）という港津を擁しており、この湊の維持・修理等に郡司が関わりを持ったことは推測されるが、具体的なことは不明である。この湊の維持しようとする努力は10世紀までは続く、しかしその後、12世紀に平清盛が本格的な修築を行うまでの間の状況はよく判らない。八部郡と大輪田船瀬（泊）との関係は今後、さらに検討する必要があると考えている。

なお、飛鳥時代の遺構、遺物が当遺跡内で発見され、当時の状況が少しずつ明らかになっている。しかし、まだ、この時代の当遺跡の性格を述べるには資料が不十分であり、時期尚早の感がある。このため、今回の報告では、それらをどのように位置づけるかを述べることはしなかった。

この点について、今後の見通しを若干述べると、六甲山南麓には、古墳時代後期後半の集落遺跡が非常に少なく、飛鳥時代に集落が成立して、奈良・平安時代に存続する遺跡がいくつか認められる。飛鳥時代に新たに集落が成立する要因は明らかでないが、この地域および周辺の集団関係に政治的な強制力が加わり、移住・分村が行われた可能性がある。これは、大化改新以後の評制の成立との関わりにおいて、この地域の歴史を考える上で、今後検討しなければならない問題であろう。

写 真 図 版



御蔵遺跡遠景(中央は第45次調査地)



第45次調査出土三彩(側面)



第45次調査出土三彩(正面)



第51-2次調査出土鉤帯金具(表面)



第51-2次調査出土鉤帯金具(裏面)



第37-2次調査出土鉤帯金具(表面)



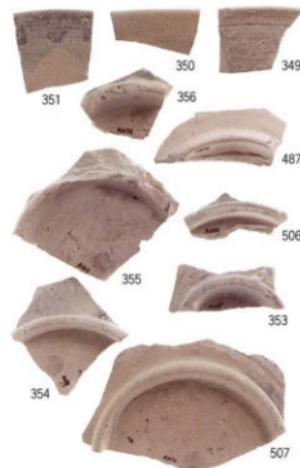
第37-2次調査出土鉤帯金具(裏面)

カラー図版2



第37-1次調査出土陶磁器

第37-4次調査出土陶磁器

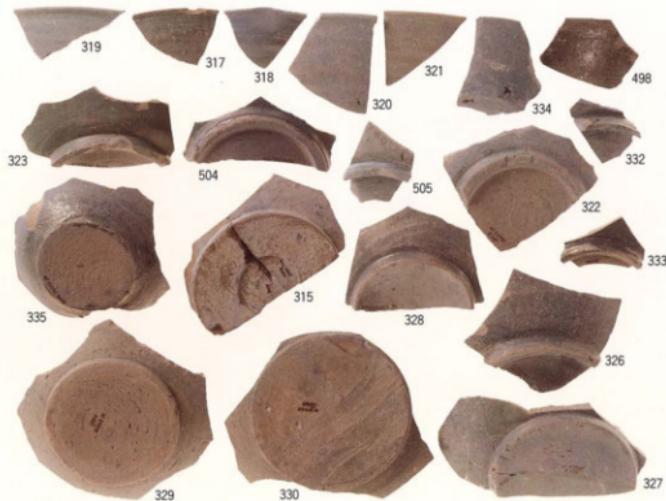


第45次調査出土越州窯系青磁

第45次調査出土灰釉陶器



第45次調査出土緑釉陶器(1)



第45次調査出土緑釉陶器(2)

カラー図版 4



第37-4次調査出土白磁碗



第51-1次調査出土金属器



第45次調査出土赤色顔料付蓋軒平瓦



第51-2次調査出土漆付蓋土器

写真図版 1
第26-1、2次調査



第26-1次調査地
全景
(北東から)



第26-2次調査地
北半部全景
(南東から)



第26-2次調査地
南半部全景
(北西から)

写真図版 2
第37-1、2次調査



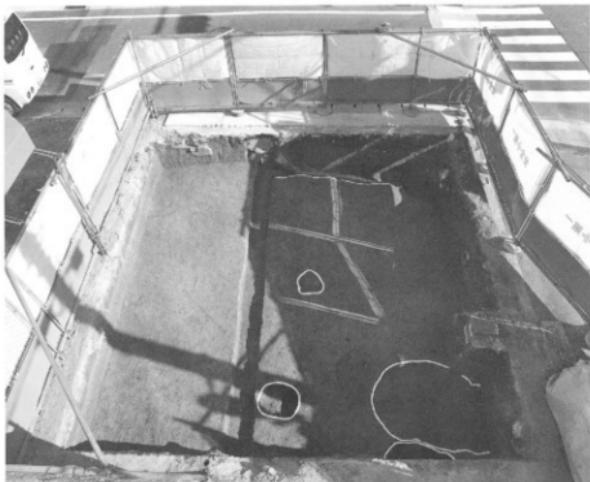
第37-1次調査地
全景
(南から)



第37-2次調査地
全景
(南東から)



第37-2次調査地
帶全員出土状況



第37-3次調査地全景(北西から)



第37-4次調査第2構造面全景(南東から)



第37-4次調査第1構造面全景(南東から)

写真図版 4

第45次調査



第3階横面全景
(南東から)



西壁断面



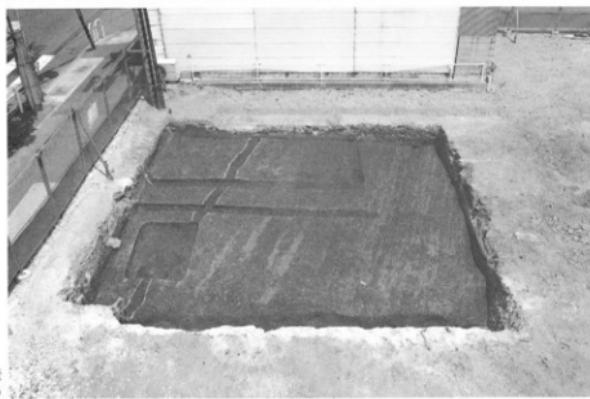
第2階横面全景
(南東から)



鉢出土状況

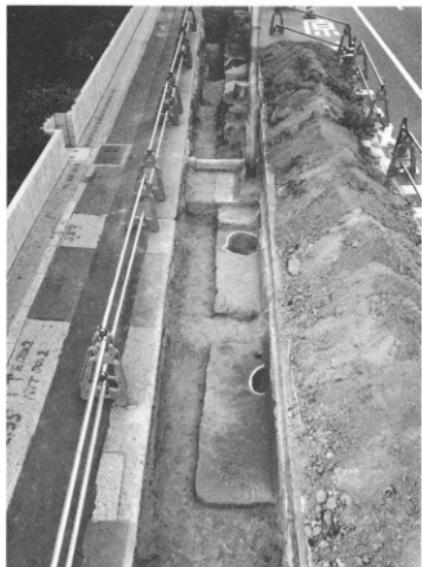


第1造横面全景
(3区)



第1造横面全景
(2区)

写真図版 6
第51-1次調査



1区中央部(南東から)



2区中央部(南東から)



3区南半部(北西から)



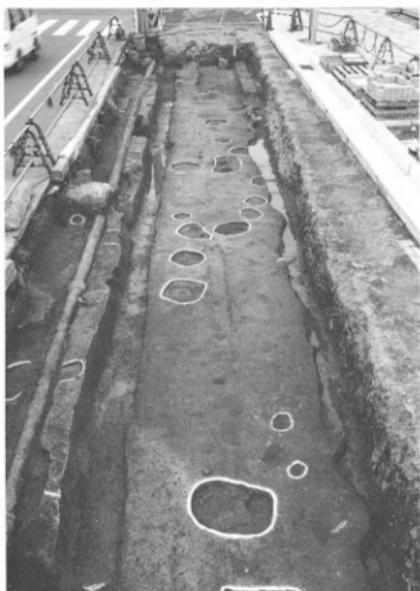
4区南半部(北西から)



調査地遠景(北から)



A区北半部全景(北西から)

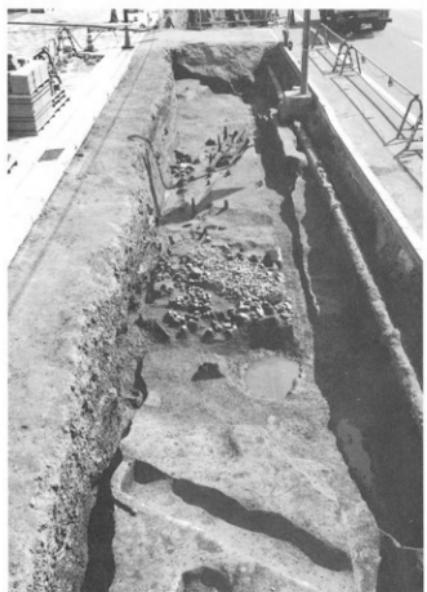


A区北半部全景(南東から)

写真図版 8
第51-2次調査



A区南半部集石造構出土状況(南から)



A区集石造構と流路検出状況(北西から)



A区集石造構と流路検出状況(南東から)



A区南半部集石塹構
断ち割り状況
(南から)



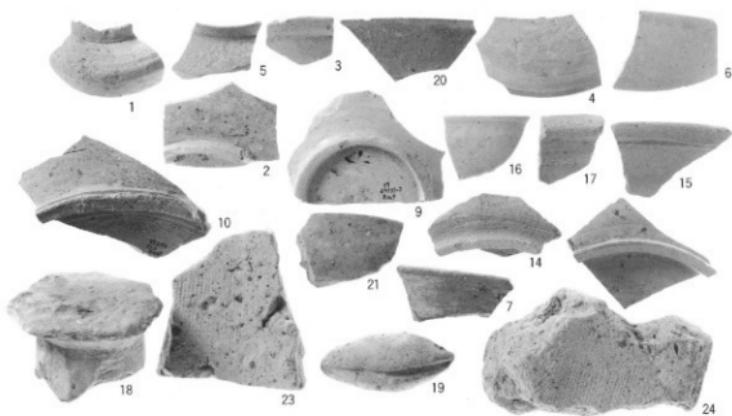
A区南半部東壁断面



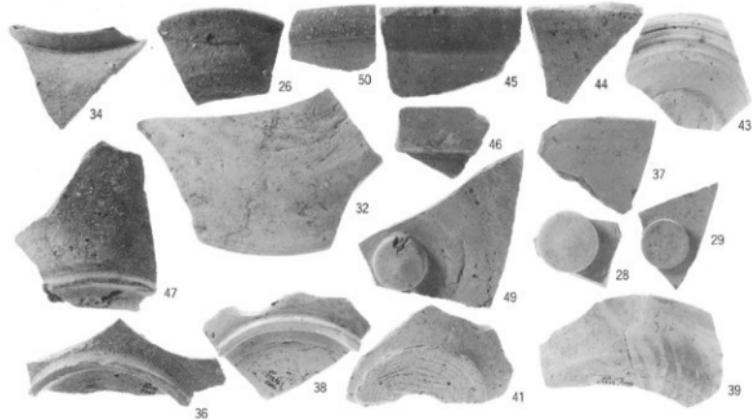
A区南半部
陶衣壺?出土状況

写真図版10

第26-1、2・37-1次調査



第26-1・2次調査出土遺物



第37-1次調査出土遺物



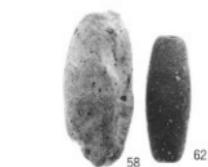
33

灰釉陶器皿



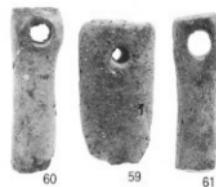
42

土師器皿



58

62



60

59

61

土鍋



57

須恵器長頸壺



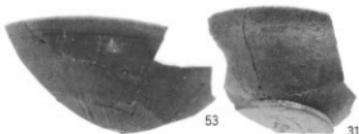
25

須恵器基詰



35

縦刻のある土器

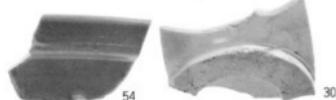


53

31



48



54

30

陶磁器

第37-1次調査出土遺物

写真図版12
第37-2次調査



64

須恵器環



75



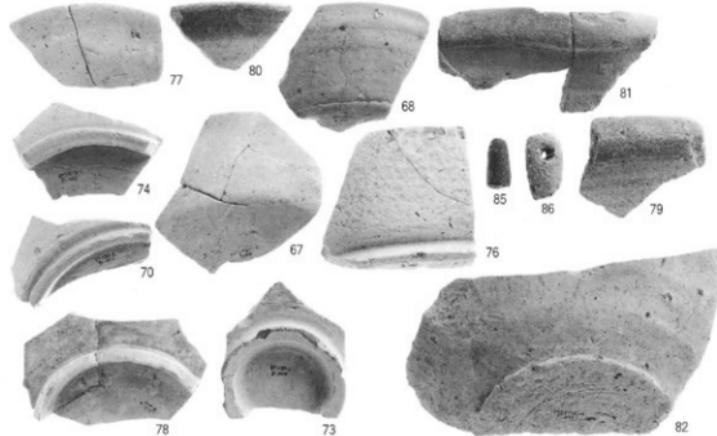
84

刻書のある土錠



83

風字硯



第37-2次調査出土遺物



98



99



95



100



96



105



104



106



111



129

写真図版14
第37-4次調査



118



116



115



117



125



121



126

SX201出土土師器・瓦器



139



137



138



151



155



153

SD101出土土師器・須恵器



162



161



134

SX201出土土師器皿



165



168



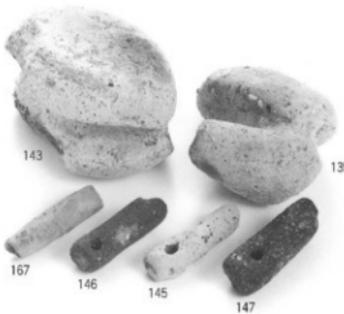
164



170



163



143

135



167



146



145

147

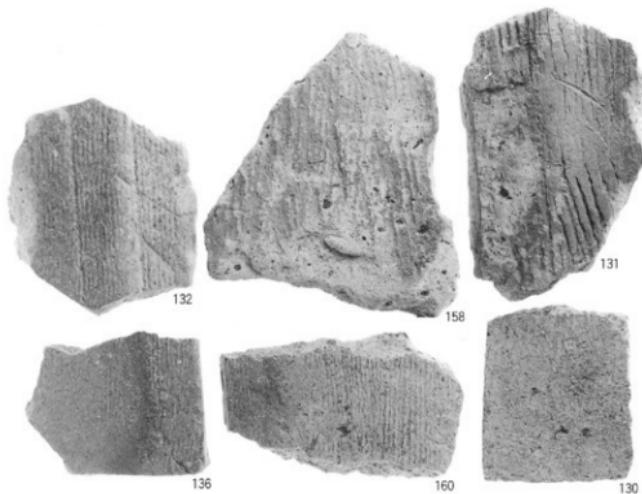
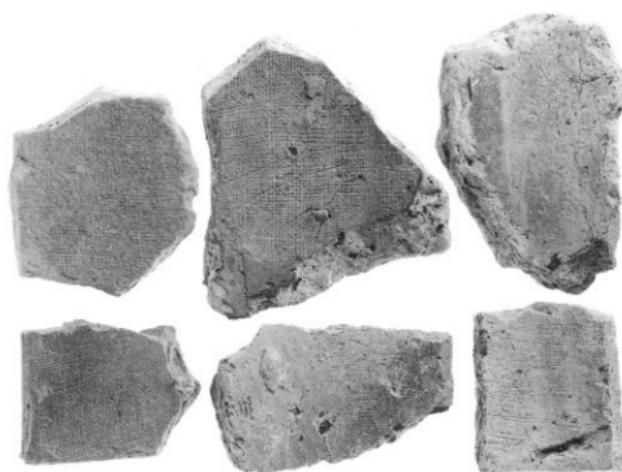


169

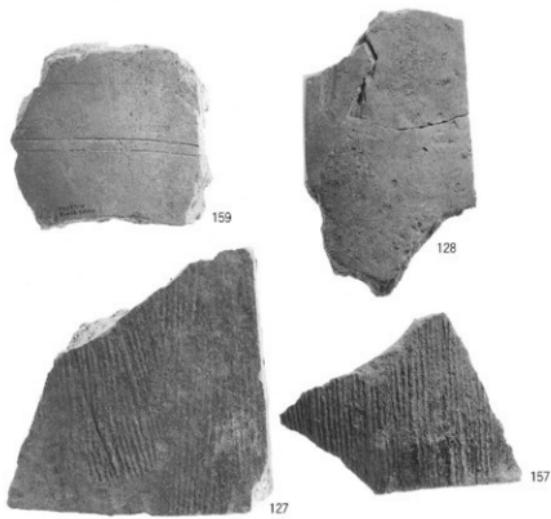
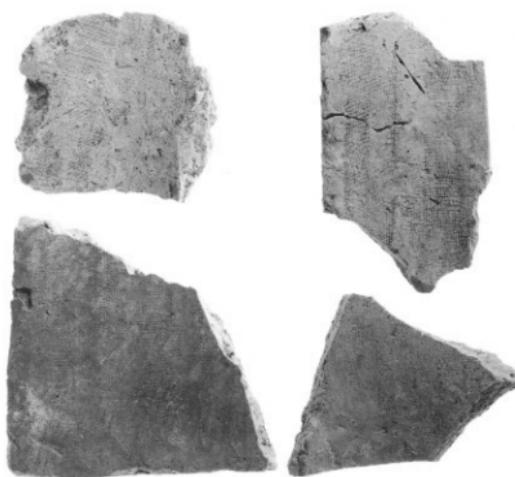
遺構に伴わない土器

第37—4次調査出土土鋸

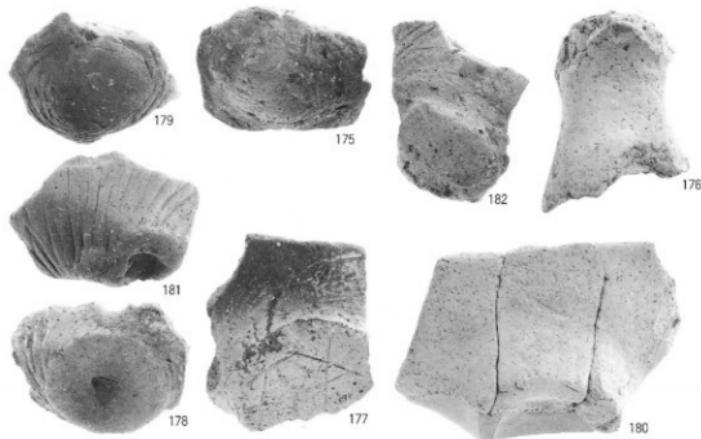
写真図版16
第37-4次調査



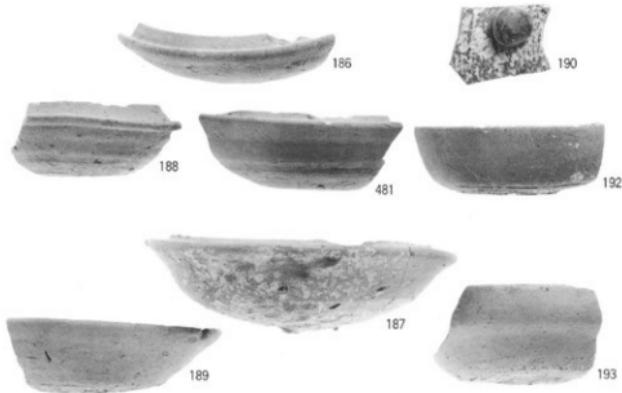
第37-4次調査出土瓦(1)



写真図版18
第45次調査



黒色～暗褐色砂質シルト出土土器



黒色～暗褐色砂質シルト出土須恵器坏(481はSD201出土)



184



185



191



480



198



183



197



194



196

黒色～暗褐色砂質シルト、造構出土土器

写真図版20

第45次調査



214



490



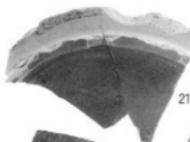
216



202



210



218



211



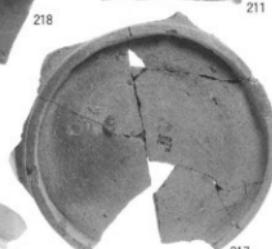
215



212



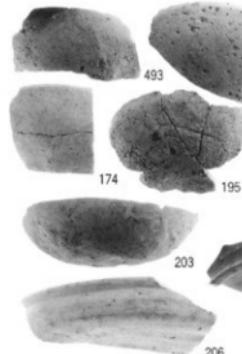
213



217



225



174

199

195

203

206

208

205

201

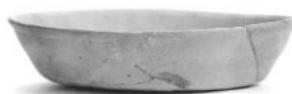
200

204

209



236



238



239



237



246



243



244

249



257



247



255



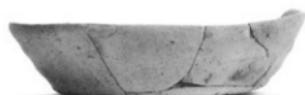
250



263



256



253

黒褐色粘質土出土土器器坏・皿

写真図版22
第45次調査



227



270



228



274



380



280



279



314



278



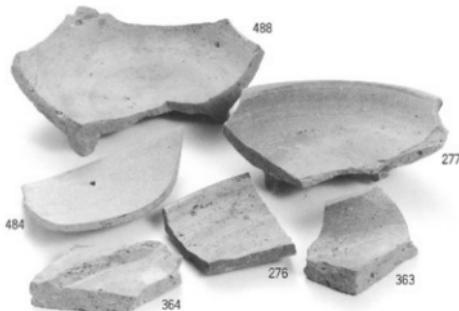
406



373



285

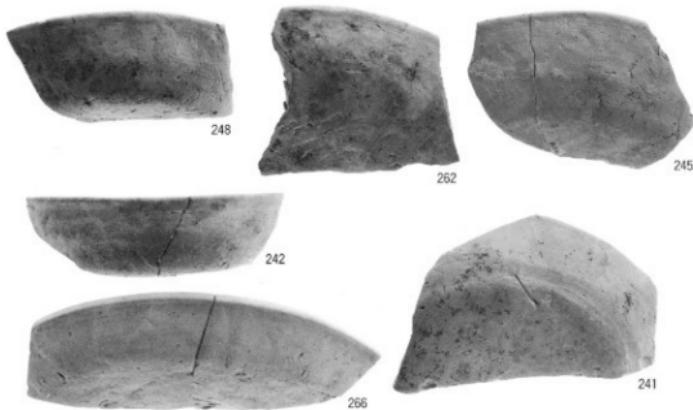


275

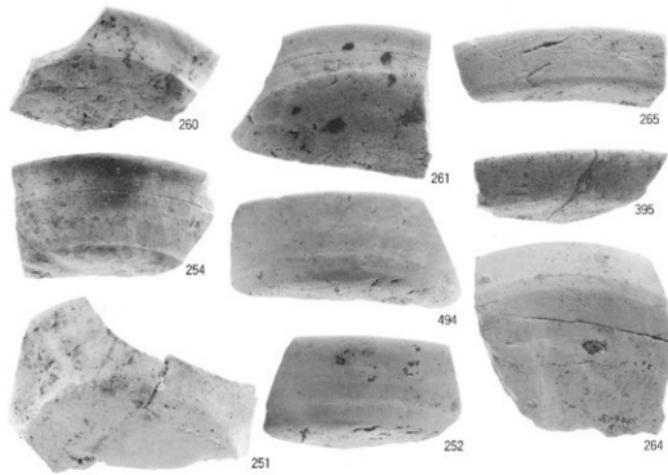


写真図版24

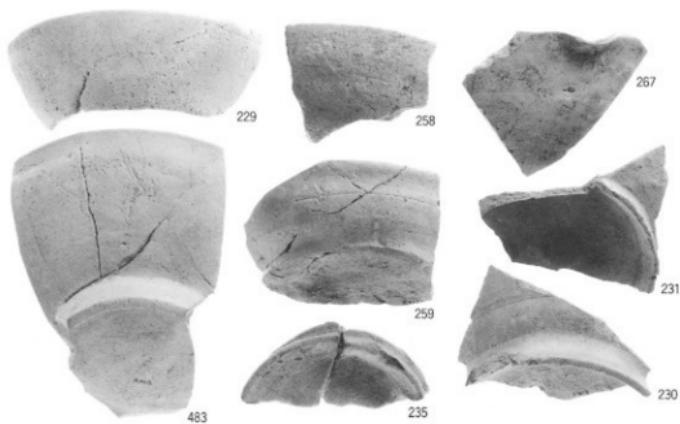
第45次調査



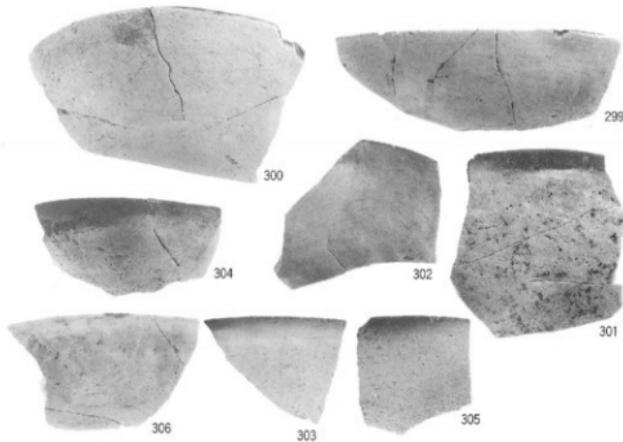
黒褐色粘質土出土土器器坏



黒褐色粘質土・造構出土土器器坏

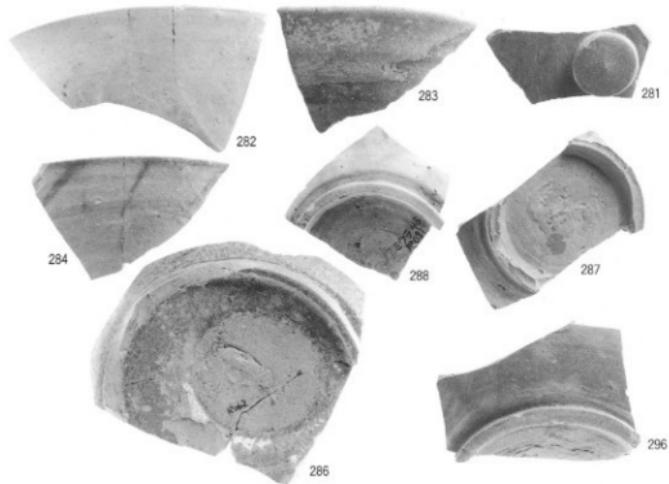


黒褐色粘質土・遺構出土土器部

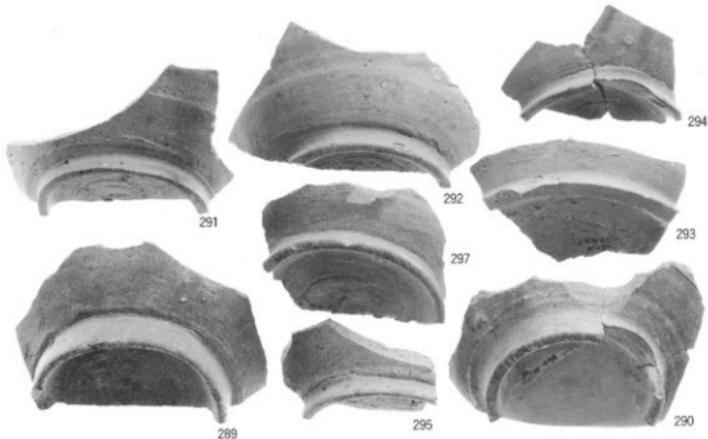


黒褐色粘質土出土黑色土器(1)

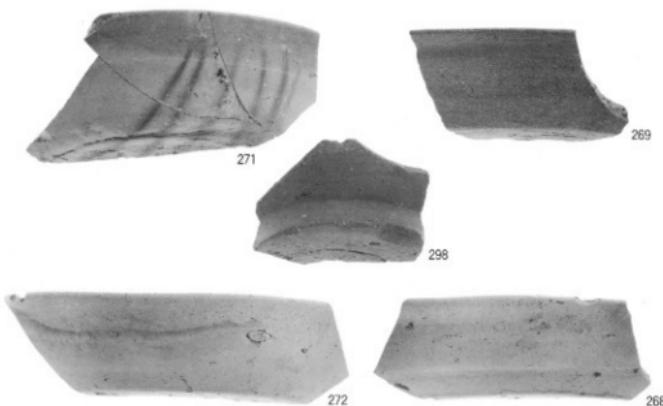
写真図版26
第45次調査



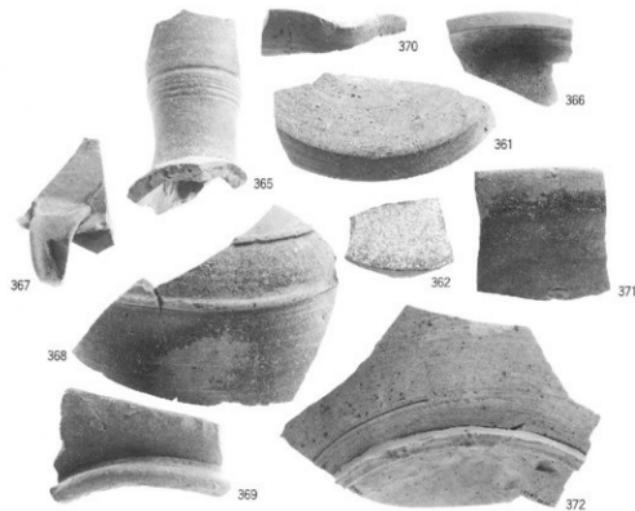
黒褐色粘質土出土須恵器坏(1)



黒褐色粘質土出土須恵器坏(2)



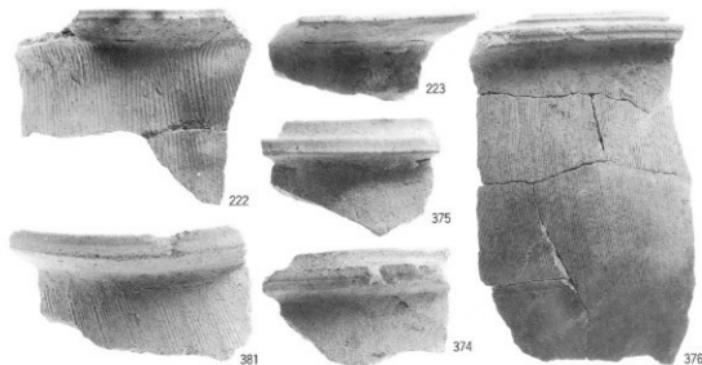
黒褐色粘質土出土須恵器環(3)



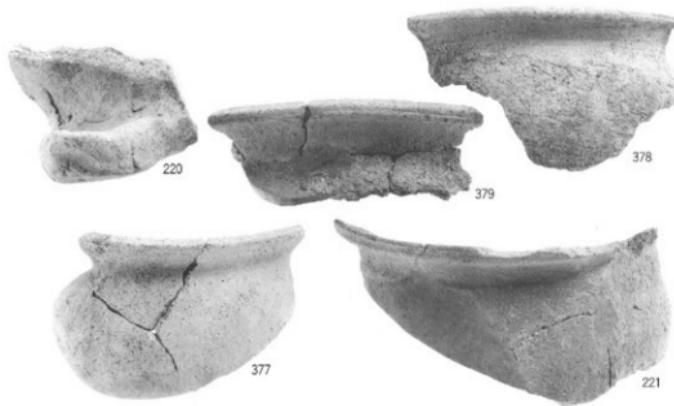
黒褐色粘質土出土須恵器壺・鉢

写真図版28

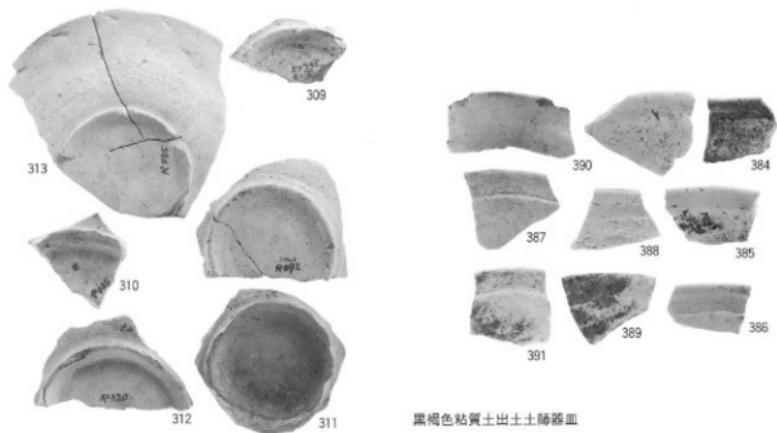
第45次調査



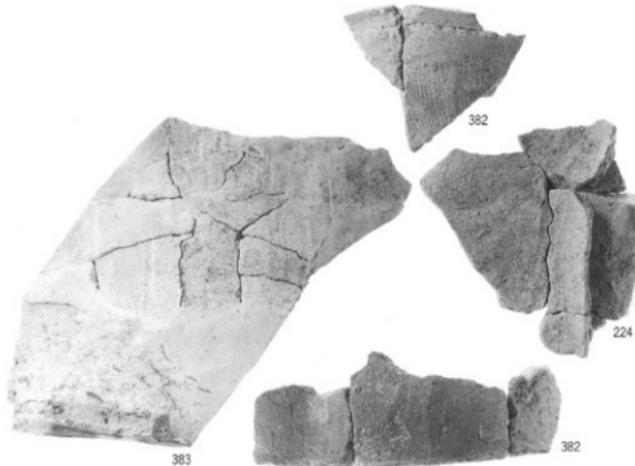
暗褐色砂質シルト、黒褐色粘質土出土土師器羽釜・甕



暗褐色砂質シルト、黒褐色粘質土出土土師器甕

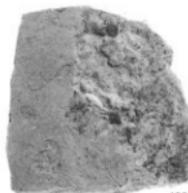
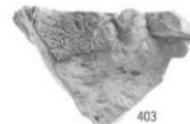
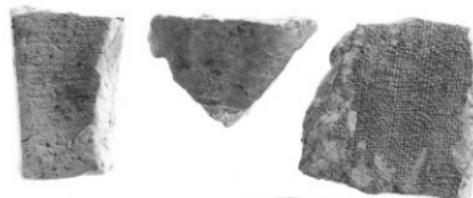


黒褐色粘質土出土黒色土器(2)



暗褐色砂質シルト、黒褐色粘質土出土土師器皿

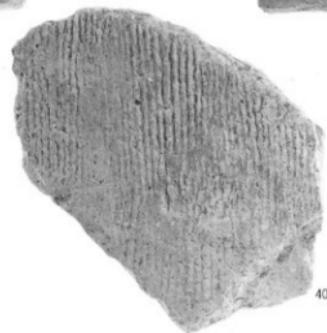
写真図版30
第45次調査



401

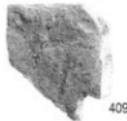
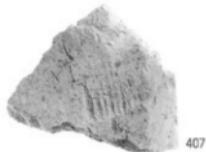
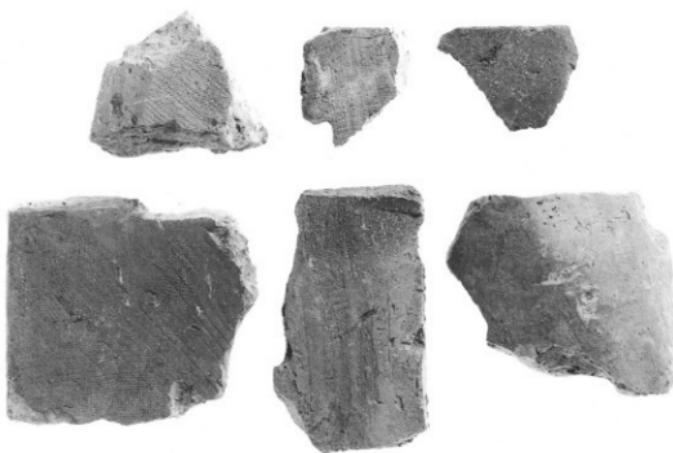
403

402



404

黒褐色粘質土出土瓦(1)

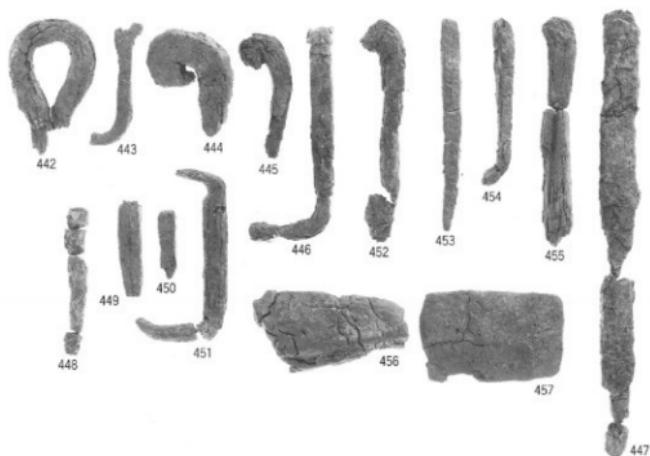


黒褐色粘質土出土瓦(2)

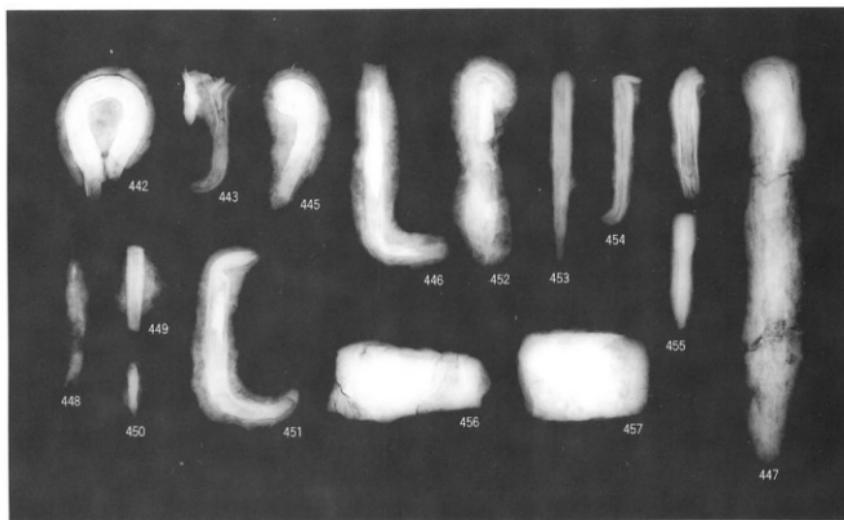
写真図版32

第45次調查



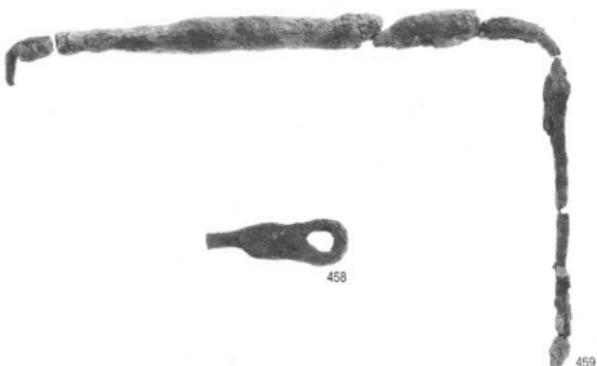


第45次調査出土金属器(1)

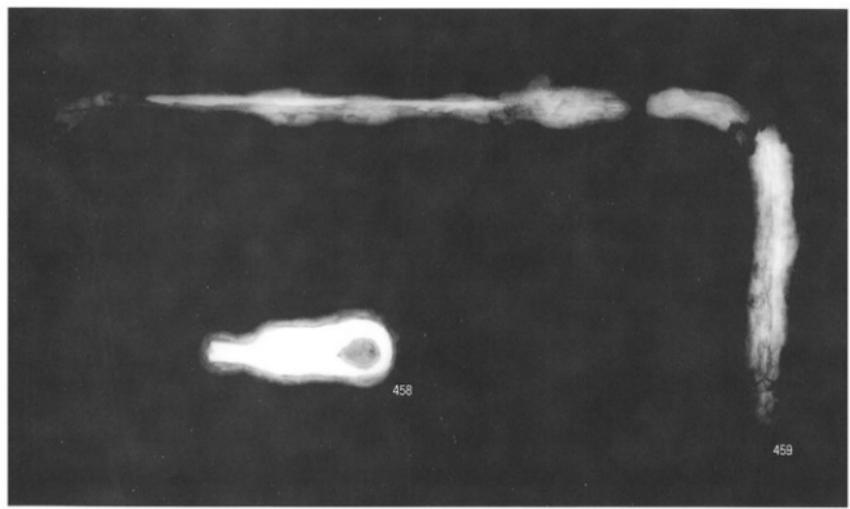


同 X線写真

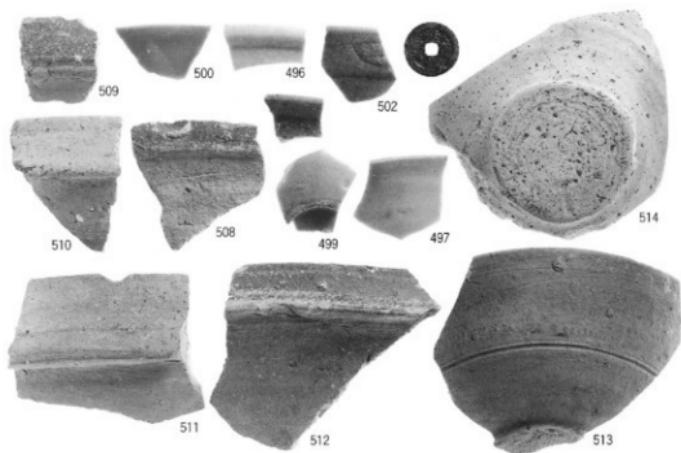
写真図版34
第45次調査



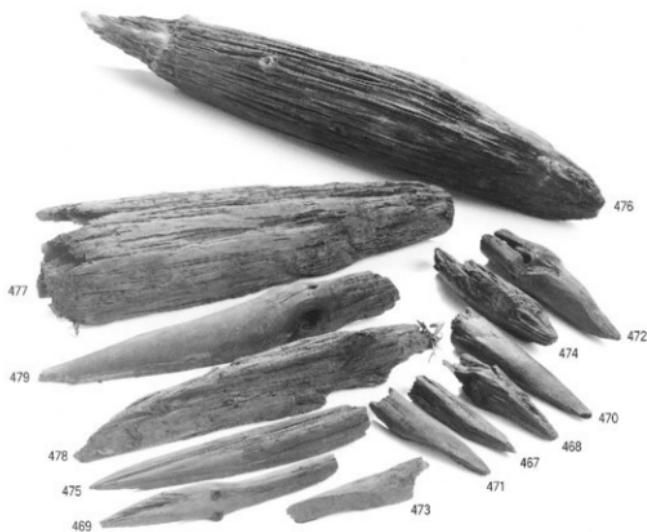
第45次調査出土金属器(2)



同 X線写真



中世耕作土出土土器・陶磁器・銅鏡



写真図版36

第51-1、2次調査



529



527



第51-1次調査出土金環・金属器



534



598



597



595



599



596

第51-2次調査A区道路出土土器



552



547



559



558



542



556



545



546



544



536

写真図版38
第51—2次調査



571



580



579



568



586



576



581



583



584



585



589



592



574

A区流路出土漆喰？付着土器

A区流路出土漆付着土器

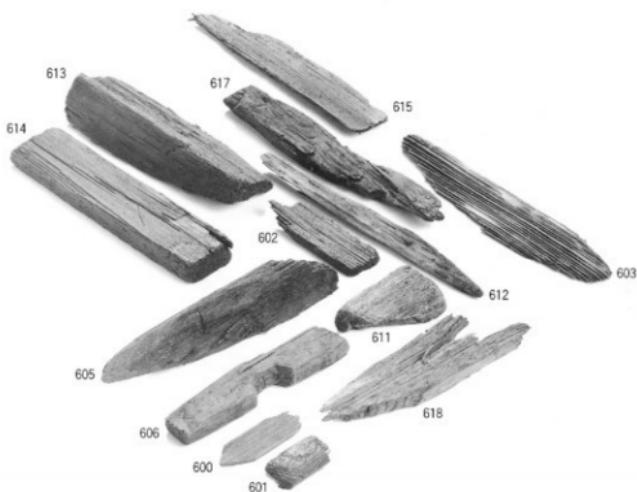


A区出土網壺・土鍤

写真図版40
第51—2次調査



A区流路出土杭・建築部材



A区流路出土木製品・端材



A区出土陶器？と供献土器



666



667



668



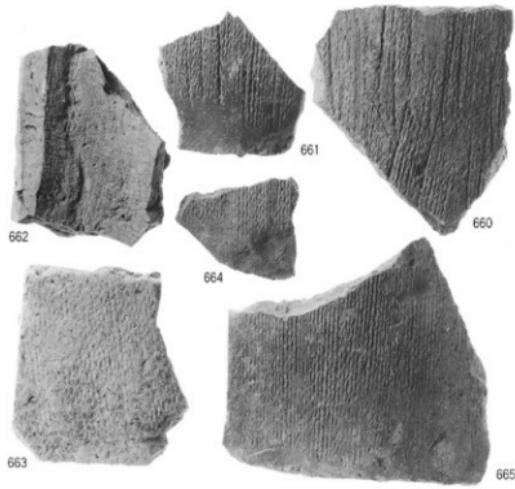
669



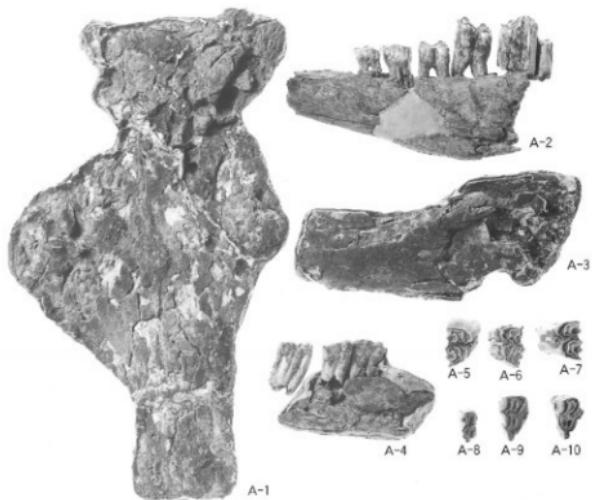
670

671

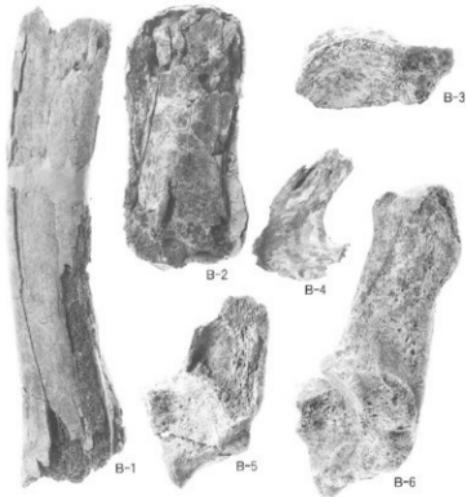
写真図版42
第51—2次調査



写真図版43
動物遺存体(A)(B)



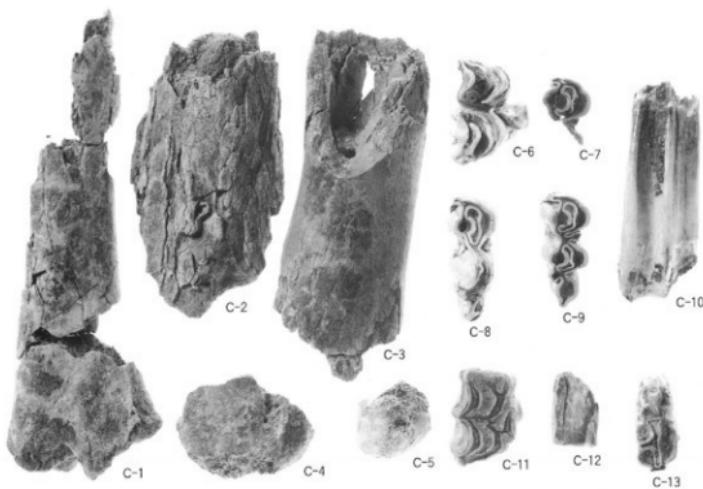
第37—4次調査出土動物遺存体(A)



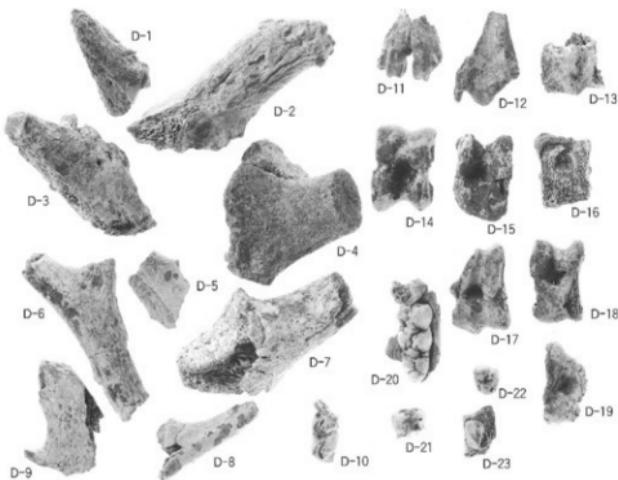
第37—4次調査出土動物遺存体(B)

写真図版44

動物遺存体(C)(D)

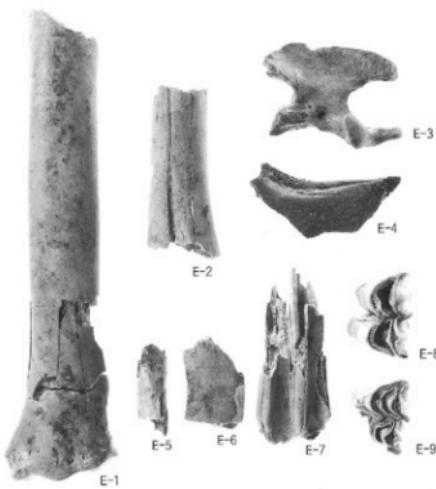


第45次調査出土動物遺存体(C)

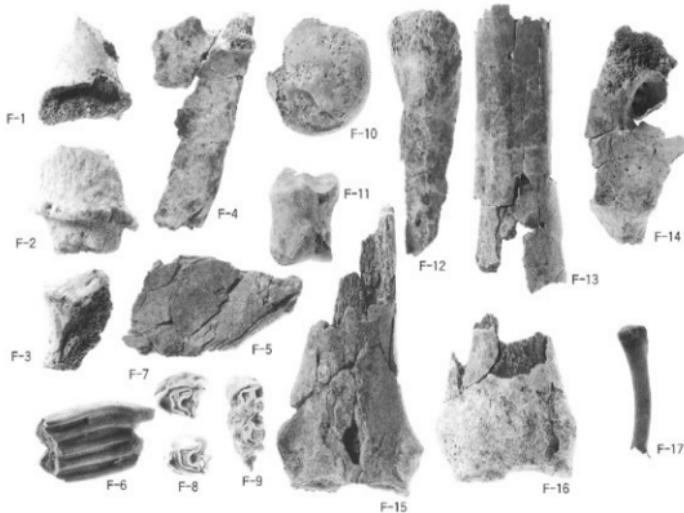


第45次調査出土動物遺存体(D)

写真図版45
動物遺存体(E)(F)



第51-1次調査出土動物遺存体(E)



第51-2次調査出土動物遺存体(F)

報告書抄録

ふりがな	みくらいせきご だいにじゅうろく・さんじゅうなな・よんじゅうご・ごじゅういちじょうさ					
書名	御藏遺跡V 第26・37・45・51次調査					
副書名	国道28号線道路改築工事(長田工区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書					
卷次						
シリーズ名						
シリーズ番号						
編著者名	谷正俊(編)・L.I野博史・佐伯二郎・井尻格・阿部功					
編集機関	神戸市教育委員会					
所在地	〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL 078-322-6480					
発行年月日	西暦2003年3月31日					
ふりがな	ふりがな	コード	緯度	経度	調査期間	調査面積
所取遺跡	所在地	市町村	遺跡番号	北緯 東経		調査原因
御藏遺跡	兵庫県神戸市 長田区御藏通 4丁目・5丁目 菅原通5丁目	28106	6-18	34度 39分 42秒	135度 9分 27秒	第26-1次 1999.10.13~1999.10.20 75m ²
						第26-2次 2000.2.14~2000.2.19 2000.2.23~2000.3.2
						第37-1次 2000.5.29~2000.6.08 第37-2次 2000.6.24~2000.6.05
						第37-3次 2000.9.25~2000.9.28 第37-4次 2000.10.24~2000.11.07
						第45次 2001.05.25~2001.07.09 第51-1次 2002.08.26~2002.09.26
						第51-2次 2002.09.30~2002.10.18 163m ²
						121m ²
						32m ²
						45m ²
						65m ²
						53m ²
						24m ²
						243m ²
所取遺跡名	種別	主な時代		主な遺構	主な遺物	特記事項
御藏遺跡	集落・官衙遺跡	飛鳥時代～平安時代末		掘立柱建物 土坑、溝	土師器、須恵器、綠釉陶器、灰釉陶器、三彩、青磁、白磁、瓦、金屬製品	

御藏遺跡V

国道28号線道路改築工事(長田工区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2003.3.31.

発行 神戸市教育委員会文化財課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
TEL 078-322-6480

印刷 大和出版印刷株式会社
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2丁目7番2号
TEL 078-857-2355



本書は、再生紙を使用しています。